

四日市市告示第505号

四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市農業再生協議会（以下「協議会」という。）の実施する水田麦・大豆産地生産性向上事業（以下「国の事業」という。）において、先進的な営農技術の導入に対する支援を受ける者に対し、予算の範囲内において上乘せして補助を行うことにより、更なる収益性・生産性の向上を支援することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱の補助対象者は、市内で行う国の事業について協議会の補助金交付の決定を受けているものとする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う場合において必要と認めたときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた者は、速やかに四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金請求書（第3号様式）に国の事業の交付金額確定通知を添付し、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 協議会から国の事業の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(事業評価)

第9条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他適正な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱い)

第10条 当該事業のために収集した個人情報は、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号)に基づき、当該補助事業の関係上必要な範囲で利用するものとする。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第11条 この補助金は、四日市市補助金交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する補助金とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する交付決定を受けた補助金については、この要綱の規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

| 実施する取組 | 補助額 |
|-----------------------|-------------|
| 湿害対策技術の導入 弾丸暗渠施工 | 1,000 円/10a |
| 湿害対策技術の導入 心土破碎 | |
| 湿害対策技術の導入 深耕 | |
| 効率的播種技術の導入 小明渠浅耕播種 | 2,500 円/10a |
| 効率的播種技術の導入 耕うん同時畦立て播種 | |
| 効率的播種技術の導入 狭畦密植栽培の導入 | |
| 土壌診断に基づく土づくりの推進 | 1,500 円/10a |
| 麦種に応じた最適な追肥の実施 | 1,500 円/10a |

※10a 未満切捨

四日市市長

申請者
住 所
名 称
代表者

四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付申請書

みだしの補助金の交付を受けたいので、四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 協議会から交付の決定を受けた額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 協議会への申請内容及び交付の決定を受けたことが確認できる以下の書類

- ・協議会への申請書の写し等
- ・交付決定通知書の写し

申請者：_____

事業計画書

1. 事業取組面積

| | | |
|----------|-------|--------|
| | 麦 (a) | 大豆 (a) |
| 事業取組面積合計 | | |

2. 事業取組技術 (該当技術に○)

| 取組技術 | 麦 | 大豆 |
|-----------------------|---|----|
| 湿害対策技術の導入 弾丸暗渠施工 | | |
| 湿害対策技術の導入 心土破碎 | | |
| 湿害対策技術の導入 深耕 | | |
| 効率的播種技術の導入 小明渠浅耕播種 | | |
| 効率的播種技術の導入 耕うん同時畦立て播種 | | |
| 効率的播種技術の導入 狭畦密植栽培の導入 | | |
| 土壌診断に基づく土づくりの推進 | | |
| 麦種に応じた最適な追肥の実施 | | |

住 所
名 称
代表者

四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金については、四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

四日市市長

(申請者)
住 所
名 称
※代表者

四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金請求書

四日市市水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、補助金を請求します。

金 _____ 円

添付書類

- (1) 国の事業の交付金額確定通知書の写し

※申請者の記載にあたっては署名（法人その他の団体にあつては代表者の署名）又は記名押印をすること。